

三田市総合文化センター改修に伴う PFI 事業導入支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市総合文化センター改修に伴う PFI 事業導入支援業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

三田市総合文化センター改修に伴う PFI 事業導入支援業務委託

(2) 業務の目的

三田市総合文化センター改修において、民間活力を導入した事業手法を採用するにあたり、令和4年度に実施した PFI 導入可能性調査業務（以下「導入可能性調査」という。）を実施している。

本業務は、導入可能性調査の結果等を踏まえ、三田市総合文化センター改修工事を契機として施設の機能をニーズに即して整備し、あわせて管理運営の持続可能性を高めるために、事業実施範囲の確定、改修工事及び運営主体となる事業者（特別目的会社）の募集、選定及び契約手続き等、さらには業務実施上必要な調査検討及び資料作成等の支援を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「三田市総合文化センター改修に伴う PFI 事業導入支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すとおり。

(4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 円滑な事業スケジュール支援、契約に関する留意事項について
- ② 業事実施手法及び事業実施範囲の確定や事業実施額の確定について
- ③ 実施方針書・要求水準書、落札決定基準等の資料作成及び審査委員会運営支援について

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年6月30日（月）

各年度の詳細なスケジュールについては、受託業者との協議の上決定する。

2 予算

委託料の見積限度額は、35,000千円（消費税及び地方消費税相当を含む）

〔年度割上限額〕 令和5年度：22,050千円

令和6年度、令和7年度債務負担限度額：12,950千円

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりです。

日付	内容
4月24日(月)	プロポーザル実施公告
5月12日(金) 17時必着	質疑書提出期限
5月19日(金) まで	質疑回答公表(ホームページ)
5月29日(月) 17時必着	参加表明書等提出期限
6月2日(金) ※予定	一次審査結果通知
6月26日(月) 17時必着	技術提案書等提出期限
6月下旬～7月上旬 ※予定	二次審査プレゼンテーション
7月上旬頃 ※予定	二次審査結果通知

※事前説明会は開催しません。

5 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- ① 本業務の参加表明書提出時において、令和5年度三田市入札等参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号)第2条第3号に該当していないこと。
- ⑥ 国、県及び市区町村税を滞納していないこと。
- ⑦ 過去5年以内(平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)に国・地方公共団体が発注し、完了した本業務と同等又は類似業務の実績(契約金額は問わない)を有していること。
なお、本業務において「同等」とは、本市の総合文化センターと同一又は同類である用途の施設整備に対し、PPP/PFI等の支援業務であることを示し、「類似」とは、公共施設の施設整備に対し、PPP/PFI等の支援業務であることを示す。
- ⑧ 別紙「仕様書」のとおり技術者等の配置ができること。

6 質疑・回答

(1) 質問の内容

質問の内容は、本実施要領及び仕様書、さらには提案書の作成に係る内容とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

(2) 提出方法

別添の質疑書(様式第6号)により、電子メールにて提出すること。

(3) 提出期限

令和5年5月12日(金) 17時まで(必着)

(4) 提出先

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課
電子メールアドレス：bunkasports@city.sanda.lg.jp

(5) 回答方法

令和5年5月19日（金）までに市公式ホームページの該当ページに掲載する。
なお、質問に対して個別回答は行わず、電話等の対応も一切行いません。

7 参加資格審査申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
① 参加表明書（様式第1号）	各1部
② 法人概要（様式第2号）	
③ 法人業務実績報告書（様式第3号）	
④ 業務実施体制調書（様式第4-1、4-2、4-3号）	
⑤ 誓約書（様式第5号）	
⑥ 法人の概要が分かる資料（パンフレット等）	

※様式第4-1、4-2、4-3号の「管理技術者」は業務責任者、「主任技術者」は業務主任者を指す。

(2) 留意事項

- ① 法人及び予定技術者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、過去5年間において、同等・類似業務を受注し、実施したものを対象とすること。
なお、予定技術者との雇用関係、さらには保有する資格を証明する書面（健康保険証等、記号番号等特定に係る部分は黒塗りすること。）を併せて提出すること。
- ② 記載した業務実績について、契約書又はTECRIS等の写しを提出すること。
また、予定技術者がその業務を担当したことを証する業務契約書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③ 業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制調書（様式第4-1号）に記載するとともに、契約締結時に市に承認手続きを経ること。ただし、管理技術者及び主任技術者を第三者に委託することはできない。
- ④ 業務実施体制調書（様式第4-2号及び様式第4-3号）については、様式第4-1号に記載した予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和5年5月29日（月） 17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(5) 提出先

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課
（送付先等は、「14 問い合わせ先」を参照）

8 参加資格審査（一次審査：書面審査）

(1) 参加資格審査

参加表明書類の提出を受け付けた者が4者以上あった場合は、本要領「12 審査基準等」の「(1)技術提案書の提出者を選定するための基準」に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として3者を選定する。

満点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

9 技術提案書等提出の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
① 技術提案書（様式第7-1号）	正本1部、 副本7部（コピー可）
② 業務の実施方針（様式第7-2号）	
③ 業務工程表（様式第7-3号）	
④ 特定テーマ①～③に対する技術提案（様式第7-4号）	
⑤ プレゼンテーション審査説明員一覧（様式第8号）	
⑥ 見積書（様式任意）	正本1部

(2) 留意事項

① 技術提案書等の提出書類は見やすい書体とし、文字サイズは10ポイント以上とする。（ただし、挿入する図、表及びグラフ等については文字サイズを問わないものとする）

② 各提出書類の上限枚数は以下のとおりとする。

- ・業務の実施方針（様式第7-2号）：2枚
- ・特定テーマ①～③に対する技術提案（様式第7-4号）：1テーマにつき4枚

※A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできるものとする。

③ 業務工程表（様式第7-3号）については、別紙で提出することができるものとする。

④ 見積書は、本業務の仕様書及び技術提案書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を記載し一式及び年度別についての見積り（内訳含む）を作成し提出すること。

なお、各年度の見積は、「2 予算」で示す上限を超えないことし、各年度は当該予算の範囲で提案すること。

(3) 提出期限

令和5年6月26日（月） 17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）

(5) 提出先

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課

（送付先等は、「14 問い合わせ先」を参照）

10 技術提案審査（二次審査：プレゼンテーション）

- (1) 参加資格審査（一次審査）により、技術提案書の提出者として選定した者のうち、提案書の提出を受け付けた者を対象としてプレゼンテーションを実施し、審査委員会において本要領「12 審査基準等」の「(2)技術提案書を特定するための基準」に基づき審査する。
- (2) 審査委員は各自で審査し評価点を付け、選定委員の評価結果に基づき、各委員の評価点の合計が最も高い応募者を受託候補者とする。ただし、各委員の評価点の合計が最も高い応募者が複数の場合は、次の①、②、③の選考過程により最終順位を確定し受託候補者とする。
 - ① 各特定テーマの合計の評価点が最も高い者
 - ② ①に該当する者が複数ある場合は、見積の評価点が最も高い者
 - ③ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定した者
- (3) 全審査委員の評価点の平均が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。
- (4) 二次審査における審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準を満たす場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。
- (5) 二次審査結果通知は、令和5年7月上旬頃に郵送し、併せて電子メールを送信する。また、契約を締結次第速やかに本市ホームページにおいて公表するものとする。
- (6) 審査内容及び結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとする。

11 プレゼンテーション

- (1) 開催日時
6月下旬～7月上旬のうち、市が指定する1日
日時は一次審査結果通知にあわせて連絡する。
- (2) 実施場所
三田市役所庁舎内会議室（予定）
- (3) 出席者
予定管理技術者を含めた3人までとする。
- (4) その他
 - ① プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明30分、質疑応答30分とする。
 - ② プレゼンテーションは非公開で実施する。
 - ③ プレゼンテーションを実施する際に、技術提案書等提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
 - ④ プレゼンテーションの参加者は、配置予定管理技術者を含む3名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧（様式第8号）により参加者の役割及び氏名を技術提案書等の提出時に届け出るものとする。
 - ⑤ プレゼンテーション当日に、指定された時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。
 - ⑥ プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは市において用意する。

12 審査基準等

参加表明書及び技術提案書等の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。
なお、選定は、次の「(1)技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）」及び「(2)技

術提案書を特定するための基準（二次審査）」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）

選定評価項目		評価の着目点	評価点
法人業務実績		法人として過去5年間に於いて、地方公共団体が発注する本市の総合文化センターと同一又は同類である用途の施設整備に対しPPP/PFI事業者選定支援業務を受注した実績	10
実施体制	業務実績	業務責任者及び業務主任者について、過去5年以内に、同等・類似業務の実績を担当した実績を有するか	10
	保有資格等	業務責任者及び業務主任者が本業務に生かせる能力及び資格（技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）、公認会計士、一級建築士等）を有するか	10
評価点の合計		—	30

(2) 技術提案書を特定するための基準（二次審査）

選定評価項目		評価の着目点	評価点
全体的な提案内容（30点）		業務目的を理解した提案であるか。また、業務の目的・内容の理解度が高く、具体性・実効性のある提案であるか	10
		現在の社会情勢等を踏まえた多面的な発想・視点を持った提案であるか	10
		効率的・効果的で実現可能性のある提案であるか	10
特定テーマに対する企画提案（45点）	① 円滑な事業スケジュール支援、契約に関する留意事項について	本業務実現の為に具体的かつ的確な工夫のある提案であるか	15
	② 事業実施手法及び事業実施範囲の確定や事業実施額の確定について	事業者の参加意欲向上の為に工夫のある提案であるか	15
	③ 実施方針書・要求水準書、落札決定基準等の資料作成及び審査委員会運営支援について	実現可能な実施手順・工程であるか。具体的かつ的確な進捗管理方法であるか。また実現出来る支援体制が整っているか	15
プレゼンテーション（10点）		理解しやすい資料構成になっているか。業務担当予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか	5

	業務担当予定技術者の質問に対する受け答えは的確であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか	5
見積（15点）	○見積金額による評価（10点） ○最低提案額の加点（5点）	15
評価点の合計	—	100

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書等及び資料の差し替えや再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの詳細を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨を届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ③ 本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 見積書の金額が、提案限度額を超過した場合
 - ⑥ 本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書等の内容については、契約時の履行事項とする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類について、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (11) 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては、複製することができるものとする。
- (12) 本業務を受託した者（グループとして協力を受けるほかの者及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む。）は、この契約の対象となる施設の整備及び維持管理・運営

事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に基づく特定事業として選定された場合、当該特定事業の構成員、協力企業、その他企業等となることはできない。

- ① 構成員とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として本事業を実施するにあたり設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、SPC から直接業務を受託する又は請け負う者をいう。
- ② 協力企業とは、SPC に出資せず、SPC から直接業務を受託する又は請け負う者をいう。
- ③ その他企業とは、SPC に出資するが、SPC から直接業務を受託しない又は請け負わない者をいう。

14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号

三田市地域共創部市民協働室文化スポーツ課（本庁舎 4 階）

TEL 079-559-5144

E-mail bunkasports@city.sanda.lg.jp